

慶弔見舞金規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2018年3月23日

<文管 2-25>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の職員以外の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞いの種類)

- 第2条. 本協会が支給する慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。なお金額等については「別表1」に記載のとおりとする。
- (1) 傷病見舞金
 - (2) 災害見舞金
 - (3) 死亡弔慰金
2. 原則として慶事には支給しないが、必要な場合には理事長決裁にて可能とする。また、支給した場合には理事会に報告しなければならない。

(改廃)

- 第3条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

- 第4条. 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。
2. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

別表 1

対象者	傷病見舞金	災害見舞金	死亡弔慰金	死亡時内訳 (例)
現職役員	職員と同じ	職員と同じ	職員と同じ	—
現職役員家族	なし	なし	職員と同じ	—
前・元役員	5,000 円	5,000 円	30,000 円	香典 10000・生花 15000・弔電
前・元役員家族 (1 親等以内)	なし	なし	25,000 円	香典 10000・生花 10000・弔電
関係先 (省庁・他団体)	10,000 円	10,000 円	30,000 円	香典 10000・生花 15000・弔電
関係先 (その他)	5,000 円	5,000 円	20,000 円	香典 5000・生花 10000・弔電
加盟団体 (会長・理事長)	10,000 円	10,000 円	30,000 円	香典 10000・生花 15000・弔電
その他 (業界関係者等)	10,000 円	10,000 円	25,000 円	香典 10000・生花 10000・弔電

※本表に記載なきものは理事会の承認（事後）を必要とする。

※死亡弔慰金額は 1 弔時における上限（弔慰金・生花・花輪・弔電等の合計）とする。

以上

